

五十川 文雄 植田 眞司 大久 康夫
 岡部 克彦 菊地 政男 小林 和雄
 齋藤 国雄 清水 潔 寺田 力正

瑞宝双光章を授ける (各通)

会田 昭夫 小川 久 高階 末滋

瑞宝单光章を授ける (各通) (以上十一月十七日)

飯塚 教典 石川 八十吉 新保 順司

高柳 進 瀧口 三吉 内藤 一男

瑞宝双光章を授ける (各通)

瑞宝单光章を授ける (以上十一月十八日)

小倉 一幸 亀村 七夫 中尾 貞俊

瑞宝双光章を授ける (各通) (十一月十九日)

瑞宝双光章を授ける

瑞宝单光章を授ける (各通) (以上十一月二十日)

瑞宝单光章を授ける (十一月二十一日)

褒 賞

紺綬褒章飾版並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、令和元年十二月十四日、紺綬褒章に付する飾版並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

勲 廣美

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個並びに同第五条により木杯一組を授ける

皇室事項

信任状捧呈式

十二月十九日午前十時三十分、宮中において、新任本邦駐在コスタリカ国特命全權大使アレクサンダー・サラス・アラヤの信任状捧呈式を行われた。

十二月十九日午前十一時、宮中において、新任本邦駐在ボイラント国特命全權大使ハヴェウ・ミレフスキの信任状捧呈式を行われた。

官庁報告

法 務

公証人任免

甲府地方方法務局所属公証人皆川正文は願により公証人を免ぜられた。(十二月十三日) (法務省)

文 教

日本学士院新会員の選定について

日本学士院は、令和元年12月12日開催の第1134回総会において、日本学士院法第3条の規定により、下記の7名を日本学士院会員に選定した。
 令和元年12月23日

日本学士院長 井村 裕夫
 記

第1部第2分科 井上 正仁

第2部第4分科 工学博士 北川 進

同 理学博士 梶田 隆章

第5分科 工学博士 神 裕之

第7分科 医学博士 笹月 健彦

同 医学博士 垣添 忠生

同 理学博士 藤吉 好則

国家試験

公認心理師試験委員の公告

第3回公認心理師試験の試験委員を次のとおり公告する。

令和元年12月23日
 文部科学大臣 萩生田光一
 厚生労働大臣 加藤 勝信

試験委員長 吉田 素文

副委員長

小川 俊樹 黒木 俊秀

青木 佐奈枝 足立 智昭 伊藤 亜矢子

伊藤 美奈子 伊野 美幸 今村 弥生

岩崎 優美 遠藤 利彦 遠藤 由美

岡 孝和 小塩 真司 加藤 敬

萱間 真美 河合 啓介 川邊 譲

北神 慎司 北村 英哉 久保 貴

幸田 るみ子 齋木 潤 佐藤 眞一

沢宮 容子 神野 尚三 杉江 征

高野 明 田崎 博一 田附 あえか

田中 健吾 堤 明純 徳田 仁子

鳥居 深雪 中川 敦夫 中島 定彦

仲 真紀子 中村 知靖 西園 マーハ文
 能智 正博 野村 晴夫 八田 耕太郎
 松浦 真澄 米田 修 水野 治久
 村井 潤一郎 松田 博

公認心理師試験の施行

公認心理師法(平成27年法律第68号。以下「法」という。)第6条の規定により、第3回公認心理師試験を次のとおり施行する。

なお、試験の実施に関する事務は、法第10条第1項の規定により指定試験機関として指定された一般財団法人日本心理研修センター(以下「センター」という。)が行う。

令和元年12月23日

文部科学大臣 萩生田光一

厚生労働大臣 加藤 勝信

- 試験期日 令和2年6月21日(日曜日)
- 試験地 北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、岡山県及び福岡県
- 試験の方法

(1) 試験は、筆記の方法により行う。

なお、障害のある者等については、その申請により点字問題、拡大文字問題、チェック式による解答用紙等による試験を行うほか、試験時間の延長等必要な配慮を行う。

(2) 出題形式は五肢又は四肢択一を基本とする多肢選択形式とする。

4 受験資格 次のいずれかに該当する者

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。以下同じ。)において心理学その他の公認心理師となるために必要な科目を修めて卒業し、かつ、同法に基づく大学院において心理学その他の公認心理師となるために必要な科目を修めてその課程を修了した者その他その者に準ずるものとして公認心理師法施行規則(平成29年文部科学省・厚生労働省令第3号。以下「施行規則」という。)第4条第1項に定める者

なお、大学での当該必要な科目(施行規則第1条の2に掲げる科目)は次のアのとおり、また、大学院での当該必要な科目(施行規則第2条に掲げる科目)は次のイのとおりである。

ア 施行規則第1条の2に掲げる科目

- 公認心理師の職責
- 心理学概論
- 臨床心理学概論
- 心理学研究法

- 心理学統計法
- 心理学実験
- 知覚・認知心理学
- 学習・言語心理学
- 感情・人格心理学
- 神経・生理心理学
- 社会・集団・家族心理学
- 発達心理学
- 障害者・障害児心理学
- 心理的アセスメント
- 心理学的支援法
- 健康・医療心理学
- 福祉心理学
- 教育・学校心理学
- 司法・犯罪心理学
- 産業・組織心理学
- 人体の構造と機能及び疾病
- 精神疾患とその治療
- 関係行政論
- 心理演習
- 心理実習(実習の時間が80時間以上のものに限る。)

イ 施行規則第2条に掲げる科目

- 保健医療分野に関する理論と支援の展開
- 福祉分野に関する理論と支援の展開
- 教育分野に関する理論と支援の展開
- 司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開
- 産業・労働分野に関する理論と支援の展開
- 心理的アセスメントに関する理論と実践
- 心理支援に関する理論と実践
- 家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践
- 心の健康教育に関する理論と実践
- 心理実践実習(実習の時間が450時間以上のものに限る。)

(2) 学校教育法に基づく大学において心理学その他の公認心理師となるために必要な科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして施行規則第4条第2項に定める者であって、施行規則第5条で定める施設において2年以上法第2条第1号から第3号までに掲げる行為の業務に従事したのもの

なお、当該必要な科目は(1)のイに掲げる科目と同様である。